

令和元年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議

日時：令和2年2月14日（金）午前10時～

場所：豊田市役所 教育委員会会議室

議事次第

1 開会・福祉部長 挨拶

2 委員・オブザーバー紹介

席次表参照

3 令和元年度の協議会の進め方について

資料1 (P.1)

4 令和元年度協議会 第2回会議における議論の整理について

資料1 (P.2)

5 議 事

【協議事項】

① 豊田市成年後見制度利用促進計画について 資料1 (P.3～14)、資料2・3、参考1

② とよた市民後見人の育成・共働について 資料1 (P.15～19)、資料4

③ 令和元年度豊田市成年後見支援センター実績見込みおよび次年度事業計画（案）について

資料1 (P.20～22)、資料5

<配布資料>

① 次第

② 席次表

③ 協議会設置要綱

④ 資料1 第3回会議・本資料

⑤ 資料2 豊田市成年後見制度利用促進計画・本編（最終案）

⑥ 資料3 豊田市成年後見制度利用促進計画・A3 概要版（最終案）

⑦ 資料4 令和2年度とよた市民後見人養成講座カリキュラム（案）

⑧ 資料5 令和2年度豊田市成年後見支援センター事業計画書（案）

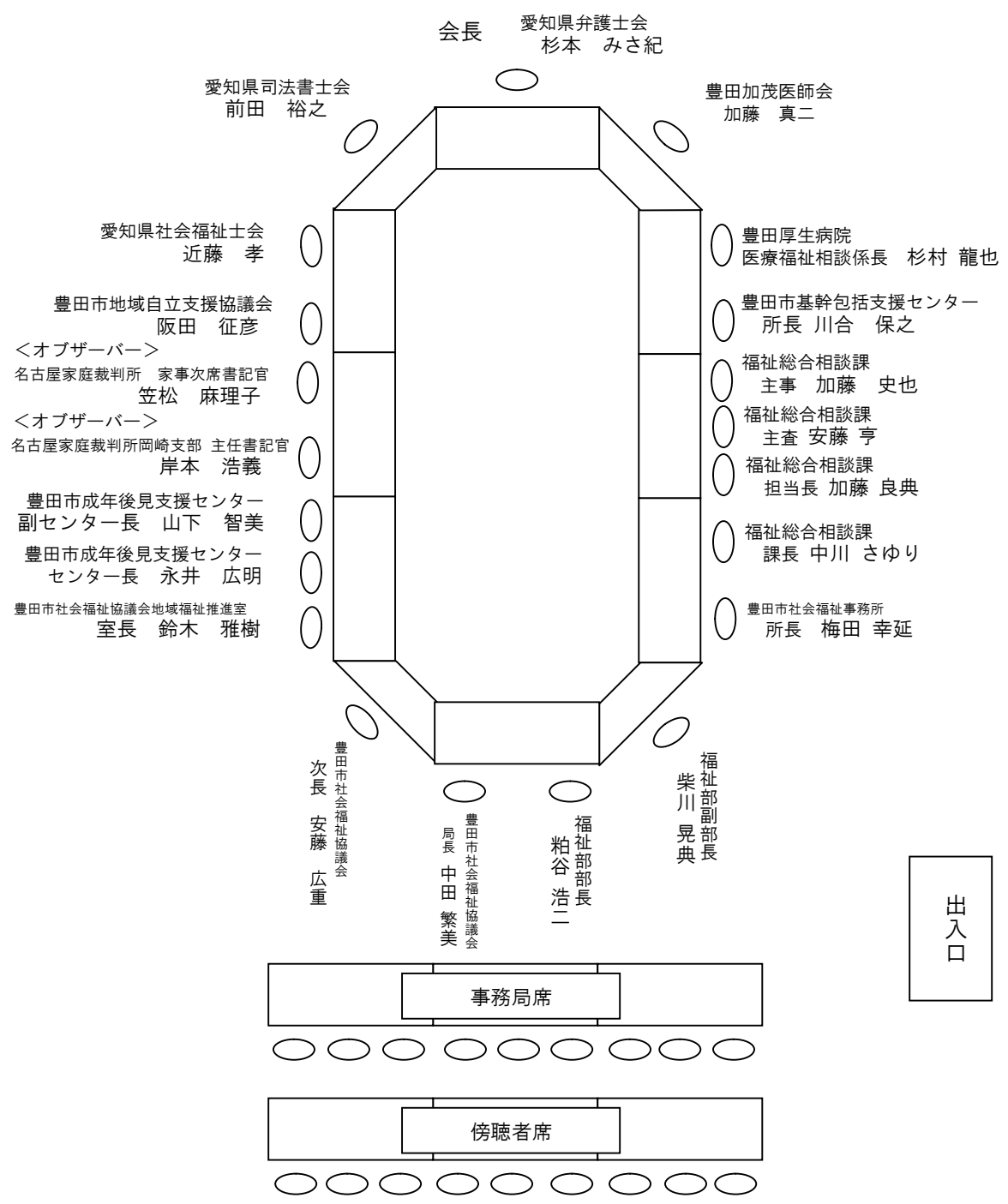
⑨ 参考1 パブリックコメントの実施結果について（全意見版）

⑩ 意見書および日程調整票 ※委員のみ

令和2年2月14日(金)
 午前10時～正午
 豊田市役所 教育委員会会議室

令和元年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議

席次表



豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。

- （1）豊田市成年後見支援センターの運営状況及び体制等に関すること。
- （2）成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法第29号。）に関すること。
- （3）司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。
- （4）その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に資すること。

（組織）

第4条 推進協議会は、常任委員7人をもって組織する。

（委員）

第5条 推進協議会の常任委員は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者等の権利擁護等を取り巻く課題に関し、以下の優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）愛知県弁護士会に属する者
- （2）愛知県司法書士会に属する者
- （3）愛知県社会福祉士会に属する者
- （4）豊田加茂医師会に属する者
- （5）医療相談員である者
- （6）豊田市基幹包括支援センターに属する者
- （7）豊田市地域自立支援協議会に属する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退

いた後も同様とする。

(会長)

第6条 推進協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、その任期は委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第7条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を推進協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。

- (1) 名古屋家庭裁判所に属する者
- (2) 委員以外の委員所属団体に属する者
- (3) 他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

(推進協議会の開催)

第8条 推進協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

- 2 推進協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進協議会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者を推進協議会に出席させることができる。

(推進協議会の公開)

第9条 推進協議会は、公開するものとする。

(部会の設置)

第10条 推進協議会は、具体的解決策の検討等を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び解散、部会員の構成及び任期並びに部会において所掌する事項は、推進協議会にて定めるものとする。
- 3 部会員は、所掌する事項に関し特に優れた識見を有する者を、推進協議会会長の推薦を得て、市長が委嘱する。
- 4 部会長は、部会員の互選により定め、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名された部会員が、その職務を代理する。

(報償)

第11条 別表第1に掲げる委員及びオブザーバーには、同表に定める額の報償費を支払う。また、第8条第4項により出席した者については、事務局がその者と協議の上、報償費を支払う。

2 部会員に対する報償費については、市長が別途定めるものとする。

(事務局)

第12条 推進協議会の事務局を福祉部福祉総合相談課に置く。

2 部会の事務局を豊田市成年後見支援センターに置く。

3 推進協議会及び部会の運営については、中核機関である豊田市及び豊田市成年後見支援センターの相互協力のもと実施するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

(施行期日)

2 この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

豊田市成年後見・法福連携推進協議会の委員及びオブザーバーの報償費

委員及びオブザーバー	日額
愛知県弁護士会に属する者	19,700円
愛知県司法書士会に属する者	
豊田加茂医師会に属する者	
愛知県社会福祉士会に属する者	8,000円
医療相談員である者	
豊田市地域自立支援協議会に属する者	
他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者	

令和元年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議・本資料

令和2年2月14日（金）
豊田市 福祉部 福祉総合相談課
豊田市成年後見支援センター

1	令和元年度協議会の進め方について	P. 1
2	令和元年度協議会 第2回会議における議論の整理について	P. 2
3	【協議事項①】 豊田市成年後見制度利用促進計画について	P. 3～14 【資料2・3】 【参考1】
4	【協議事項②】 とよた市民後見人の育成・共働について	P. 15～19 【資料4】
5	【協議事項③】 令和元年度豊田市成年後見支援センター実績見込みの報告 および令和2年度事業計画（案）について	P. 20～22 【資料5】

第1回 6/21

① 豊田市成年後見制度利用促進計画について

- ・基本構想（案）の承認
- ・計画に掲載する取組の協議・検討

② とよた市民後見人の育成・共働について

- ・市民後見人育成・共働部会設置の承認
- ・講座の申込み状況の報告

③ 豊田市成年後見支援センターについて

- ・平成30年度実績報告

第2回 11/8

① 豊田市成年後見制度利用促進計画について

- ・評価指標の協議・検討
- ・計画（案）の協議・検討

② とよた市民後見人の育成・共働について

- ・講座に関する報告

③ 豊田市成年後見支援センターについて

- ・令和元年度中間実績の報告

第3回 2/14

① 豊田市成年後見制度利用促進計画について

- ・計画の承認

② とよた市民後見人の育成・共働について

- ・実施状況とバックアップ体制の報告
- ・次年度開催に向けた考え方の協議

③ 豊田市成年後見支援センターについて

- ・令和元年度実績見込みの報告
- ・令和2年度センター事業計画の承認

豊田市成年後見制度利用促進計画について

- ・当事者に読んでいただくことを念頭に、**わかりやすい概要版の作成**や、ルビを打つなどの工夫が必要である。また、障がいのある方であれば、その特性に応じた説明の仕方が重要である。
- ・今後、保佐・補助類型についても考えていかなければならない。社会福祉協議会が後見支援センターと一体的に取り組んでいる日常生活自立支援事業も含め、**社会福祉協議会の強みを活かした実施体制の検討**が必要。
- ・市民後見人の部分は、特に市民の目に触れる箇所だと思われる。持続可能な実施体制を考慮したうえで、**豊田市として市民後見人の育成に対し、積極的に取り組んでいけるような記載**をしてほしい。
- ・豊田市においても、施設契約等の際の身元保証が課題である。**居住支援部門や有料老人ホーム等を経営する民間企業にも、成年後見制度に対する理解を深めていく必要がある。**
- ・意思決定支援に関して、**本人が今後どう過ごしたいのかの意思を探りながら医療や福祉関係者で検討を行うが、現在、後見人等がその検討の場に入るイメージはなかなか持ちにくい。**しかし、今後は後見人等が選任されている場合において、**一緒に**なって検討に加わることが重要であり、さらなる連携のネットワークを築く必要がある。

豊田市における市民後見人の育成・共働について

- ・市民後見人の選任について、豊田市が**市民後見人を候補者として申立を行う場合は、受任調整会議において議論した推薦理由を家庭裁判所に示す**こととする。お互いの認識に相違があれば、その都度考え方を調整していく。
- ・**専門職には、受任調整会議において具体的にどの候補者にするかといった実務的な検討の場面だけでなく、マッチングのズレが生じたケースを踏まえ、後見人等候補者の検討のあり方について、家庭裁判所との認識に相違がないか、また相違がある場合にはどのように認識をすり合わせるかといった検討の場にも積極的に参加をいただく。**
- ・アンケートから顕在化した新たな制度利用のニーズは664名とのことであるが、氷山の一角であるという認識。**計画としては一旦この数字を前提に進めていくことになると思うが、同時並行で詳細のニーズ実数を統計データから把握することも必要**があるのではないかと。手法として、**介護認定審査会で認知機能に関する調査をしており、うまく連携すれば効率的に把握できる**可能性がある。また、障がい者についても同様の審査会を行っており、連携について前向きに検討していく。

【協議事項①】 豊田市成年後見制度利用促進計画について

【資料 2 ・ 資料 3 ・ 参考 1】

【実施期間】 令和元年11月18日 から 令和元年12月17日 まで

【公表時期】 ホームページ：令和元年11月1日 広報とよた：令和元年11月号

【資料設置場所】 豊田市ホームページ、市役所、市政情報コーナー、各行政支所・出張所、交流館、社会福祉協議会、社協支所

【提出方法】 豊田市役所への直接持ち込み、郵送、ファックス、電子メール（E-モニターを含む）

【意見数】 165人（紙提出2人、E-モニター163人）、計202件

項目	番号	意見分類	件数	項目	番号	意見分類	件数	
全体に関する こと	①	好意的な意見について	42	計画の内容に 関すること	⑪	障がい者に関することについて	4	
	②	計画の分量・内容の難しさについて	16		⑫	意思決定支援に関することについて	3	
	③	計画の具体性・実効性等について	10		⑬	任意後見制度について	1	
計画の内容に 関すること	④	成年後見制度の認知度や理解・啓発について	44	実施体制に関 すること	⑭	行政の主体性・関与について	4	
	⑤	早期発見・地域での見守りについて	12		⑮	豊田市成年後見支援センターについて	1	
	⑥	成年後見制度・権利擁護支援に関する活動に携わる人について	11	その他	⑯	その他	9	
	⑦	成年後見制度に関する相談について	10		—	特になし	12	
	⑧	不正防止について	10		計		202	
	⑨	地域連携ネットワークに関することについて	8					
	⑩	高齢者・認知症に関することについて	5					

番号	意見分類	件数
①	好意的な意見について	42
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本構想もわかりやすかったし、いろいろな取組もされていることがよくわかりました。 ・安心して自分らしく生きる構想に共感できる。 ・近い将来、高齢化社会になるので、こういった制度を促進するのはいいと思っていた。実例など読みやすく、わかりやすかった。 ・専門職や関係者など現場の声を入れて策定されているのは良いことだと思いました。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見ありがとうございました。 	

番号	意見分類	件数
②	計画の分量・内容の難しさについて	16
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・多すぎて読みきれない。すみません。 ・まだ身近な感じがせず、よくわからない。 ・ちょっと難しく理解できない。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の背景や各種事業の概要等、後々に見た際に理解しやすいよう、本計画は詳細に記載しています。いただいたご意見を踏まえ、文章を精査したり、イメージ図を掲載する等、分かりやすさを向上しました。 ・併せて、本計画の要点をまとめた「概要版」を作成しました。 ・また、認知症や障がいのある方にも計画の内容をお伝えしていくため、「わかりやすい版」も今後作成していきます。 	

番号	意見分類	件数
③	計画の具体性・実効性等について	10
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・計画だけでなく、<u>しっかりと実行してもらいたい</u>。 ・誰もが平等にその構想を実現できるには、何年後になるのでしょうか？<u>構想だけで終わらせてほしくない</u>と感じました。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・新規又は拡充を行う重点取組については、当計画内で毎年度の取組指標を定めており、着実に実施できるようにしています。また、取組によっては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や障がい者計画、在宅医療・福祉連携推進計画等の各個別計画で定められる事業と連動することで、実効性を担保しています。 ・なお、取組の柱ごとに評価指標を設定しているとともに、「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」において、毎年度取組状況を確認し進捗管理を行っていきます。 	

番号	意見分類	件数
④	成年後見制度の認知度や理解・啓発について	44
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人という言葉は聞いたことがあっても、具体的なことは、ほとんど知りませんでした。これからは、<u>確実に必要になる制度なので、市民に周知できるようにしてほしい</u>です。 ・市民向けの啓発の実施も<u>若い人や働き盛りの人にPRしようとする記載がないように思います。当事者や家族以外の方にも内容のわかりやすい情報の発信が必要</u>です。地域で見守り気づき、制度を利用する人もしない人も気軽にセンターに連絡できるようになればいいです。 ・成年後見支援の、<u>沢山の事例があると、より分かりやすい</u>。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の柱1－(1)「成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進」の基礎取組「市民向け啓発の実施」に示したように、成年後見制度の理解がまだまだ浸透していない状況ですので、多くの御意見を賜ったとおり、具体的な事例を用いた展開を進めていきます。 ・また、地域全体での取組を進める観点から、本人や家族以外の方に対しても、効果的なアプローチ先や手法を検討してまいります。 	

番号	意見分類	件数
⑤	早期発見・地域での見守りについて	12
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・何か困った事が起きた場合、自分たちだけでは不可能になれば、地域や市の力も借りる事ができるという事を知っている事が重要だと思う。助け合いが重要。 ・該当すると思われる方々を事前に把握しサポートすることは大変難しいですね。地域とのつながりが一番大切だと思います。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、「豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画」を基盤としており、住民間での支え合いがベースだと考えております。 ・ただし、地域活動だけに任せるのではなく、本計画に沿って多機関や専門職との連携による支援体制を強固にし、地域からしっかりと支援に結び付けることを目指していきます。 ・一方で、成年後見制度の利用後も変わらず、地域で暮らし続けることが重要でもありますので、民生委員・児童委員など地域の方々への啓発も同時に進めていきます。 	

番号	意見分類	件数
⑥	成年後見制度・権利擁護支援に関する活動に携わる人について	11
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・素案を読んでもなかなか理解出来ない、知らない人も多いと思う。しかしそれではまずいので、行政機関や地域の役員が主体となって動ける体制を整え、ボランティアにも協力してもらう。そのようにPRし市民全体が関わるような制度にしたい。私も協力できることがあれば協力したい。 ・銀行が後見人になるという新聞記事を読みました。個人ではなく、しっかりした組織でやっていただければ、ある程度の手数料が発生したとしても安心な気がします。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市では、「とよた市民後見人の育成・共働」の取組は単なる担い手づくりの施策ではなく、地域共生社会を目指して市民とともに創り上げる「社会の構造・仕組みづくり」の施策として捉えています。 ・実際に講座を受講している市民の方は、「地域のために何か力になりたい」、「少しでも本人の意思を尊重したい」などの意識を持った方が多く、今後もこの取組を推進していきます。 ・ただし、後見人等の受け皿の不足は顕著ですので、新たな担い手確保に向けた検討を進めていきたいと考えています。 	

番号	意見分類	件数
⑦	成年後見制度に関する相談について	10
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外に老親を残している身としても、とても人ごとではない。<u>身近に相談窓口があるという事が一歩前進への近道</u>と感じる。 ・ 成年後見制度ということがあること自体は知っていますが、実際に自分が誰かの後見人になったりなってもらったりというのは<u>どのようなタイミングで利用するのか難しい</u>と感じました。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ センターでの相談対応だけでなく、地域包括支援センターなども権利擁護支援の1次窓口として、総合相談体制に基づく取組として進めていきます。 ・ こうした対応ができるように、取組の柱1－(1)「成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進」の重点取組「支援者・専門職向け研修会の開催」や、取組の柱1－(2)「支援者からセンターにつながる仕組みづくり」の重点取組「センターにつなげるケースの目安の作成」に取り組んでいきます。 ・ また、受けた相談に関しては、中核機関であるセンターを通じ、必要に応じて弁護士などの専門職と連携して対応を進めます。 	

番号	意見分類	件数
⑧	不正防止について	10
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度を利用してほしいということも理解できますが、<u>犯罪のニュースなども見聞きするので、なかなか利用したいと思えないのが現状</u>です。 ・ 成年後見制度というのは見たり聞いたりしたことはありますが、助けがいる人にとって、不利益がないかどうか検証することが大切だと思います。<u>多人数で確認しあうべき</u>だと思います。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正はあってはならないという姿勢を計画内にうたっています。 ・ 成年後見制度に対する正しい制度理解を図っていきます。 ・ また、後見人等が課題を抱え込んでしまったり、周りとの関係性を築けず誰の目も入らないという状況を防ぐため、取組の柱2－(3)「後見人等支援の充実」において、重点取組として「①親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施」を掲げていますし、後見人等選任後はチーム会議を開催することを進めていきます。 	

番号	意見分類	件数
⑨	地域連携ネットワークに関することについて	8
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と社会福祉協議会・行政・地域包括支援センター・病院のソーシャルワーカー・民生委員等々と密接に連携し（チーム）として支え合うのが（真の福祉）と思います。豊田市から経済的弱者・身体的弱者を助け合う、支え合う風土をしっかりと醸成出来るように微力ながら協力して行きます。 ・支援の輪のネットワークを計画されているが、とても重要ですので、上手く機能させていただきたい。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進の肝は、ネットワークの構築であると考えています。今後も福祉・医療・司法の連携がスムーズに行われるように、計画に掲げられた取組を推進してまいります。 	

番号	意見分類	件数
⑩	高齢者・認知症に関することについて	5
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・出来れば認知症にならないよう努力や早期発見が大事だと思います。豊田市の健康診断に75歳以上になったら認知症の検査も一緒に出来るといいと思います。まずは認知症にならないような生活を市民が出来るようにと思います。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見を参考に、次期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に合わせて「認知症施策推進計画」を一体で作成し、認知症対策の更なる充実に努めてまいります。 ・また、成年後見制度の利用にあたっては、認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターとの連携は非常に多いので、研修の実施や事例検討会の実施などにより、役割分担や連携のタイミングなどの浸透を図っていきます。 	

番号	意見分類	件数
⑪	障がい者に関することについて	4
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・年寄以外に発達障害の子にむけての支援もお願いします。親なきあとの不安を払拭できるような支援体制を。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の依頼元として、障がい者の親の会や特別支援学校の保護者会などからの要請も多いため、このような機会を通じ、親亡き後の準備に向けて、成年後見制度の理解を進めていきます。 ・また、いただいたご意見を参考に、次期障がい者計画の策定に合わせて、障がい者支援の更なる充実に努めてまいります。 	

番号	意見分類	件数
⑫	意思決定支援に関することについて	3
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>エンディングノートは自分の意志で作れるので意識の高い人は各自作った方がいい</u>と思う。 ・ <u>認知症の場合には本人がまだ元気なうちに、どのようにしたいのか、を明確にできるのが1番いい</u>ように思います。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画においても、意思決定支援は大変重要な観点であるとの認識です。 ・ ただし、意思決定支援は後見人等だけで行うものではありませんので、豊田市では在宅医療・福祉連携推進協議会の取組と連動して、市内の関係者が一体となり意思決定支援の取組を進められるように展開していきます。 ・ これらの一環として、エンディングノートの活用も図っていきます。 	

番号	意見分類	件数
⑬	任意後見制度について	1
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>今後は任意後見制度が望まれますが</u> 具体的にどうすればいいのか、センターに行くには敷居が高過ぎるので、どう推進するか、ご検討宜しくお願い致します。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状においては、任意後見制度の相談があった場合はセンターで概要をお伝えし、必要に応じて、詳細な相談やアドバイスが受けられるように、法律専門職につなぐ対応を行っています。 ・ 今後の推進に関しては、第5章の「さらなる体制の充実・強化に向けて」に位置付けて、展開を検討していきたいと考えています。 	

番号	意見分類	件数
⑭	行政の主体性・関与について	4
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・どう対応するかは<u>個々人の責任</u>で、市行政の対応や責任の範囲は限られる。 ・市民後見というすそ野が広がったように思うが、やはり、<u>信頼度において行政にかなうものはない。行政のシステムとして後見制度がある</u>というと思う。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ご自身の事前準備をしっかりとしていただくためにも、市民向け啓発の推進やエンディングノートの展開を図り、まずは「自助」から進めていただくことが重要だと考えています。 ・しかし、身寄りがなく、成年後見制度の申立ができない方に関しては市長申立による対応が必要ですし、成年後見制度の利用にあたっては様々な機関が連携する必要がありますので、そのネットワークを整備していく役割が行政にあると考えています。 ・また、成年後見制度のニーズの急速な高まりに対して、後見人等の受け皿の不足は顕著ですので、新たな担い手確保については、民間や専門職だけに任せるのではなく、行政も積極的に関与して検討を進めていきたいと考えています。 	

番号	意見分類	件数
⑮	豊田市成年後見支援センターについて	1
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・何故成年後見支援センターを地域包括支援センター業務のように「<u>社会福祉協議会</u>」に委託をするスタイルなのでしょうか？今後成年後見制度を市で推進していく中で、<u>職員の資質が定期的な人事異動によってなかなか向上せず、強いては組織の資質向上に繋がらないのではないかと</u>危惧しているのです。業務内容やこの計画を今後進めていくにあたっては、<u>成年後見支援センターは市からの委託事業ではなく、1つの「組織・団体」として運営していく方が利用促進にも繋がる</u>と思います。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進や権利擁護支援を図るためには、「福祉教育」を基礎とした理解啓発や、「人づくり」の視点による市民後見人の育成などが大変重要な要素であり、こうした面で社会福祉協議会の有するノウハウが発揮されると考えています。 ・一方で、相談対応や債務整理などの法的な課題では、専門的知識が必要になります。今後、センター職員の人材育成の仕組みづくりを進める必要がありますが、センター内ですべての知識を揃えることは非効率であり、アドバイザーを設置するなどの取組を通じて専門性の担保を行っています。 ・国からは中核機関の整備について、行政の直営又は委託での実施が求められている状況です。これに対し、豊田市ではすべての知識を備え、対応を図ることのできるセンター目指すのではなく、地域福祉の要素を持ち、弁護士等の知識・知見を有する専門職や支援者からの協力・連携を得るネットワークの中心となるセンターを目指していきたいと考えています。 	

頁	変更内容	理由
P.16	○障がい者の権利に関する条約の第12条条文の追加。	○個別ヒアリングにおいて、「重要な条文であるので直接記載した方がよい」との意見を得たため。
P.26	○意思決定支援のプロセス（認知症の～ガイドラインを一部改編）を掲載。	○個別ヒアリングにおいて、「意思決定支援は、考え方やプロセス、範囲等が浸透していないため、既存のガイドラインを引用して、概要を示した方がよい」との意見を得たため。 ○なお、素案で当該スペースに掲載していたエンディングノートは、P.57に移動して引き続き掲載。
P.37	○豊田市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」のイメージ図を差し替え。	○素案では「調整中」としていたため。
P.45	○「①【★重点】センターにつなげるケースの目安の作成において、担当課に高齢福祉課と障がい福祉課を追加。	○地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所の所管課も関与し、総合相談体制の再整備の一環として、役割分担の確認なども合わせて実施するため。
P.49	○「①【○基礎】多職種による受任調整会議の実施」において、専門職の役割の段階アップ。	○前回の協議会において、家庭裁判所とのミスマッチが生じた際に、考え方の擦り合わせを行う場に専門職も積極的に参加するとの考え方に整理されたため。
P.51	○「①【★重点】とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり」において、取組指標（第2期以降のスケジュール）を確定。	○素案では「調整中」としていたため。
P.51	○「①【★重点】とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり」において、専門職の役割の段階アップ。	○市民後見人の育成やフォローアップにおいて、専門職からの組織的な支援が必要であるため。
P.52	○「④【◇懸案】新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討」において、法人後見実施団体を発掘・育成の一文を追加。	○現在の受任調整会議での状況、個別ヒアリング及びパブリックコメントでの意見を踏まえて、追加。
P.62	○保佐・補助類型の活用と軽度認知症支援の文言の追加。	○意思決定支援の観点や本人の判断能力に応じた対応を図ることの重要性から、保佐・補助類型についての記載を追加するとともに、今後充実すべき軽度の認知症への対応の視点を付加。

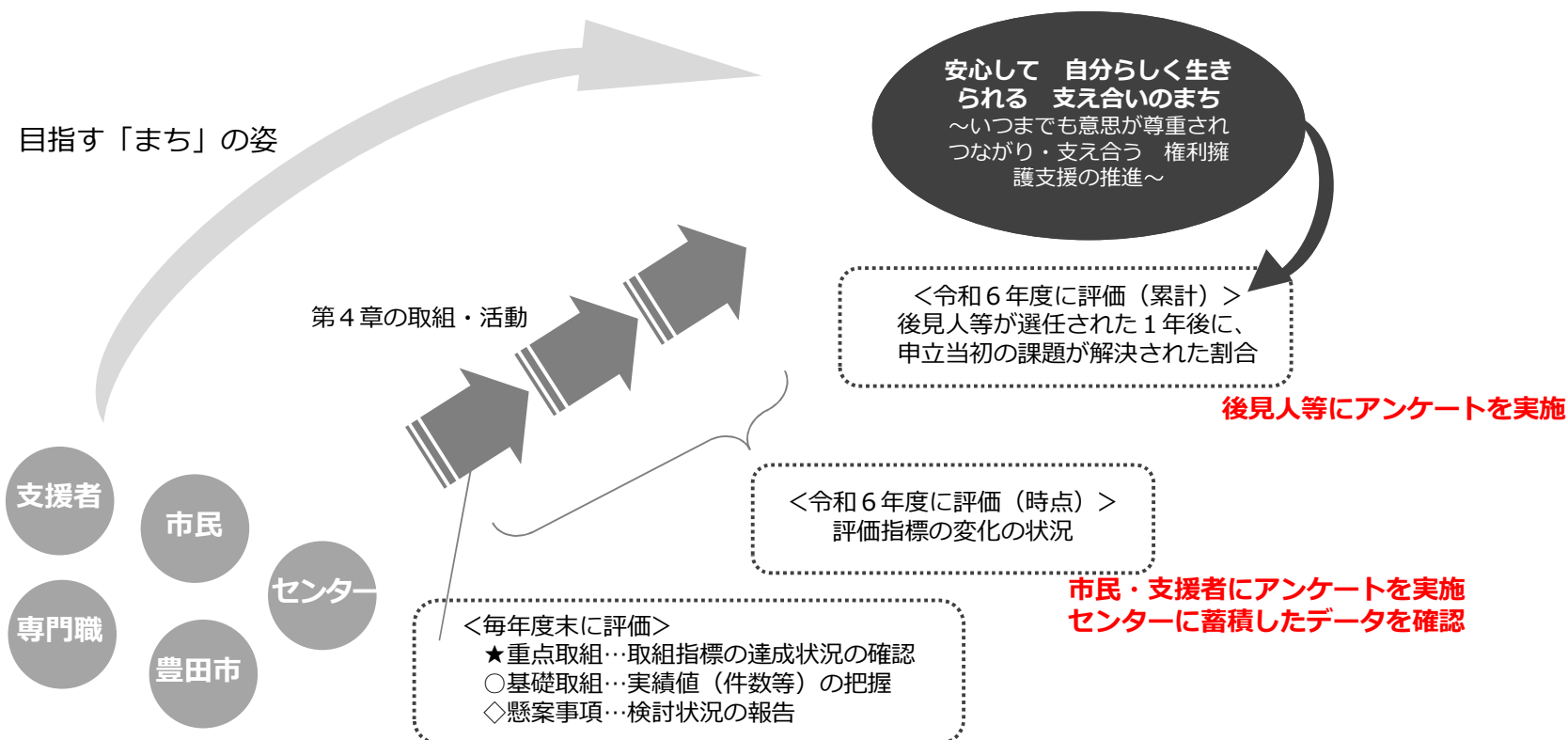
※その他、文言の使い方や「てにをは」など、できるだけ平易にわかりやすく文章を修正

<計画の進行管理>

- 「重点取組」については、毎年度の取組指標を掲げており、その進捗状況を確認していく。
- 「基礎取組」については、毎年度末に実績値を確認し、実績管理を行う。
- 「懸案事項」については、あらかじめ検討時期を設定したうえで、それに応じた検討状況を「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」に報告し、方向性を確認しながら進めていく。

<計画の評価体制>

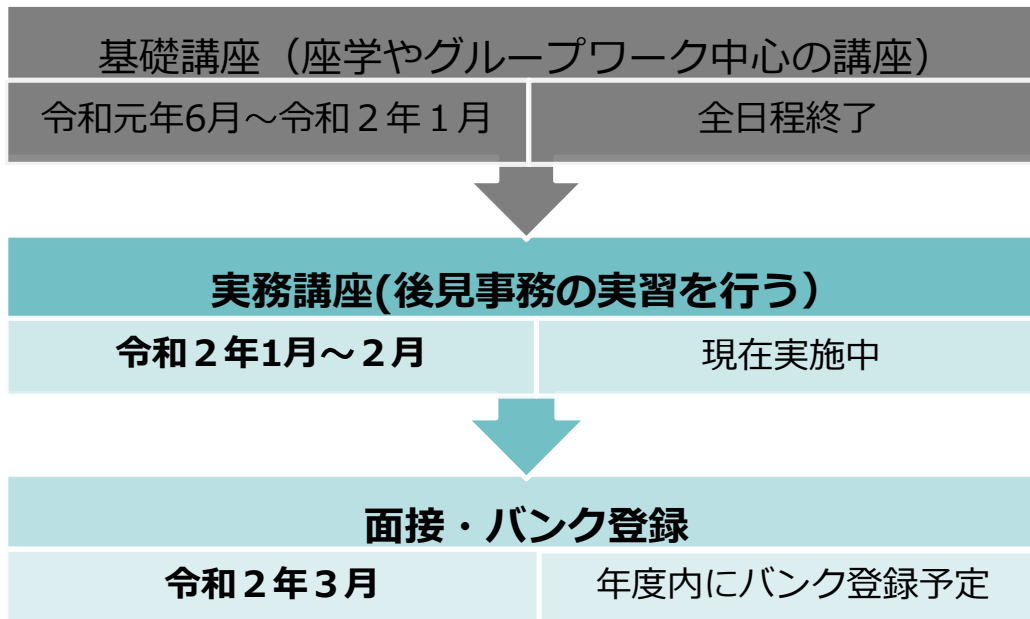
- 計画全体の評価については、「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」において、取組内容や成果を確認し、評価を行う。
- 市民目線、専門的視点からの進捗状況を評価した上で、取組のより効果的な推進に役立てるとともに、必要に応じた見直しなどを行います。



分類	配布先
地域	民生委員児童委員協議会
	市内各交流館
福祉	地域包括支援センター
	基幹包括支援センター
	障がい者相談支援事業所
	特養施設長協議会
	介護サービス機関連絡協議会
医療	豊田加茂医師会
専門職	愛知県弁護士会
	リーガルサポート愛知支部
	愛知県社会福祉士会
裁判所	名古屋家庭裁判所、岡崎支部
その他	豊田市議会議員
	ヒアリング協力者・機関
	法福連携推進協議会委員
	その他、行政・社協関係

【協議事項②】 とよた市民後見人の育成・共働について

【資料 4】



実務講座について

基礎講座修了者19名中、**17名**が実務講座を受講中。（40代～70代：男性11名、女性6名）

日程	内容
①令和2年1月25日(土)	後見事務の実際Ⅰ
②令和2年2月8日(土)	後見事務の実際Ⅱ
③令和2年2月22日(土)	施設見学
または29日(土)	(障がい者福祉会館)



修了式について

日時：令和2年2月29日(土) 14時～15時半
 場所：福祉センター 介護予防室
 内容：修了証授与および懇親会

面接について

日程：令和2年3月7日(土)
 場所：福祉センター
 対象者：実務講座を修了し、バンク登録を希望する者
 面接官：弁護士、司法書士、社会福祉士各2名に依頼

統括

制度の基礎知識のみならず、本人の意思に寄り添う視点を持つことができた。実務講座においても、とよた市民後見人の理念を意識して実践的な後見事務の演習・グループワークを行っており、今後権利擁護の視点を持った地域における支援者としての活躍が期待される。

被後見人等が安心して暮らすことのできる環境
市民後見人が安心して活動できる環境

チーム支援

チームの
立ち上げ

監督人等

後見支援センターが後見監督人等として、
家庭裁判所に年1回の報告を行う。

中核機関
専門職

専門職相談

市民後見人が専門職へ相談できる体制を整備し、家庭
裁判所へ報告する書類のチェックや不安の解消を図る。

専門職

フォローアップ研修（3か月に1回）

後見支援センターを中心に年4回程度研修を行い、市民後見人の
知識・技術の向上を図るほか、交流の機会とする。

中核機関
専門職

後見人支援（365日24時間）

後見支援センターを中心に、24時間体制で市民後見人の活動に関する相談や
緊急時の助言・同行等の総合的な支援を行う。

中核機関

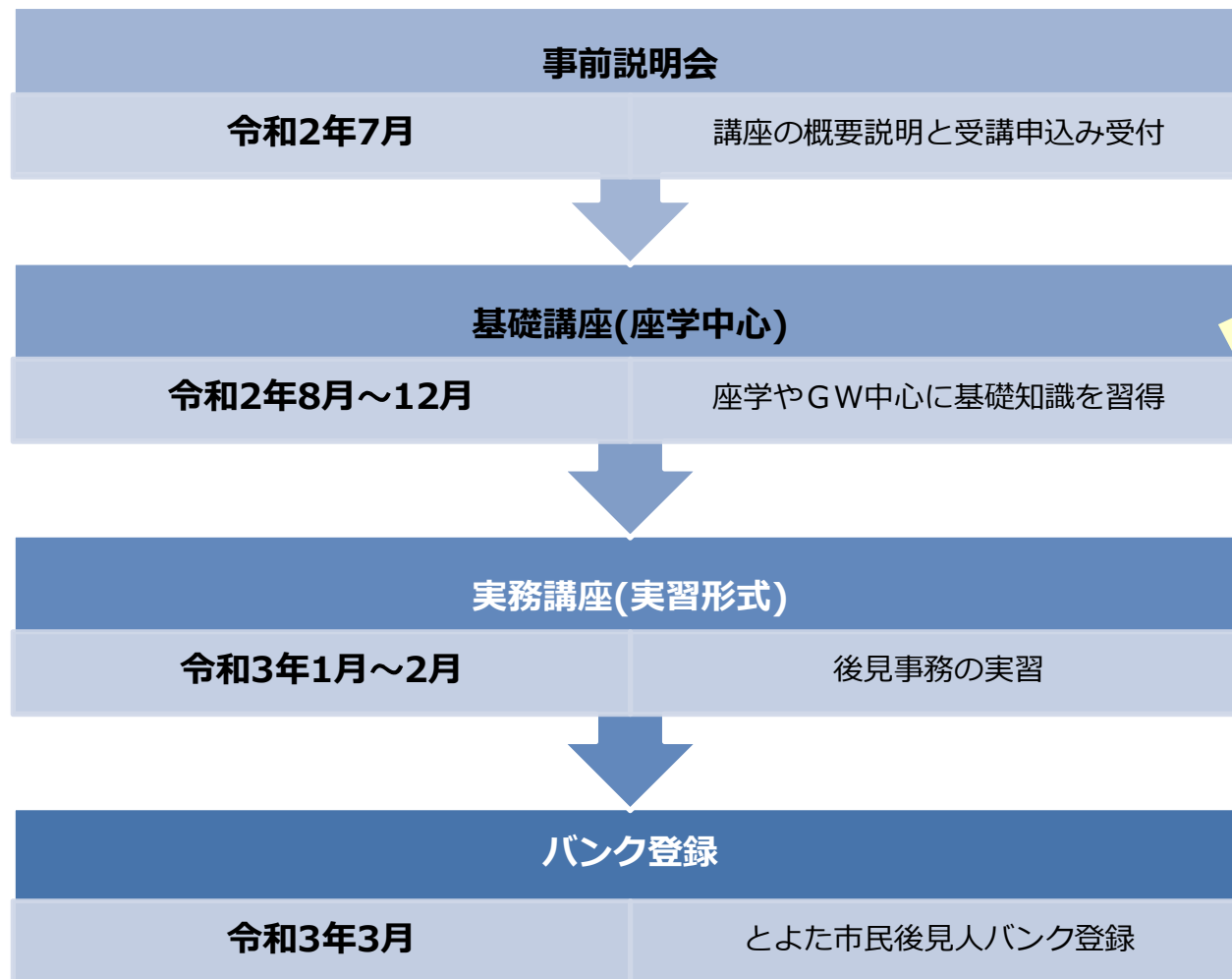
【協議事項②】とよた市民後見人の育成・共働について（スケジュール案）



※利用促進計画で定めた見直し時期に合わせ、講座のあり方・実施方法等について再検討を行う

◆受講申込時に以下の条件を満たし、市民後見人となることを希望する者（今年度と同様）

- ①社会福祉活動に理解と熱意があり、他の関係機関と共働し後見活動が支障なく行えること
- ②豊田市在住・在勤であること
- ③満25歳以上であること
- ④原則、研修の全日程に参加可能であること



＜基礎講座の変更点＞

- 障がい者支援について、総合的に学習するため、**障がい者総合支援法**の科目を新設
- 後期高齢者の医療費や医療保険について学習するため、**福祉医療課**職員による講義を新設予定
- とよた市民後見人として実際に活動する人からの講義
- その他講義内容の見直し、圧縮などを行う

※引き続き親族後見人への講座一部開放を予定。また、一部科目をバンク登録者のフォローアップ研修として充てることを想定。

**【協議事項③】 令和元年度豊田市成年後見支援センター実績見込み
および次年度事業計画（案）について**

【資料 5】

<広報業務>

出前講座や関係機関向け研修会を通じ、成年後見制度及びセンター機能の普及啓発を行った。

- ・障がいのある生徒の保護者を対象に、学校や保護者会で講座を4回開催した。
- ・事例を用いるなどして、成年後見制度について、より理解してもらえるよう努めた。

<相談業務>

後見制度に関する相談支援を行うほか、適切な支援機関に相談をつなげた。

- ・関係機関からつながった相談は89件、親族からつながった相談は82件であった。
- ・対象者の属性としては「身寄りがない人」「親族と疎遠な人」が多い傾向。

<利用促進業務>

豊田市・専門職・関係機関と連携し、権利擁護が必要な方が成年後見制度につながるよう体制整備を行った。

- ・とよた市民後見人養成講座を開始。現在17名が実務講座を受講している。今後バンク登録予定。
- ・定例会ではアドバイザーはもとより家庭裁判所の参加により、活発な審議がなされた。
また、受任調整会議では67件の候補者調整を行った。

<後見人支援業務>

親族後見人や専門職後見人が相談しやすい環境を整えた。

- ・チーム会議を50回行い、後見人等が親族や支援機関と協働できるよう努めた。
- ・10月より後見人等のための法律専門職相談会を開催。制度や後見人等についての相談が9件あった。

<法人後見業務>

社会福祉協議会として複合的な問題を抱える世帯、頻回な支援が必要な方等の法人受任を行った。

- ・今年度は7名の方が亡くなられ、現在は39名受任しており1名が審判待ちである。
- ・適切な案件はとよた市民後見人へつないでいけるよう、引き続き体制を整備していく。

※いずれも令和2年1月末時点の実績値

【協議事項③】 令和元年度豊田市成年後見支援センター実績見込みについて（数値）

<広報業務>		H30実績値				R1目標値	R1実績値（1月末）			
出前講座（回）		42				20	35			
市民講座（回）		0				1	0（3/17に予定）			
専門職との勉強会（回）		16				10	13			
<相談業務>		H30実績値				R1目標値	R1実績値（1月末）			
相談支援		273件・延べ2,046回				250件	200件・延べ2,705回			
内訳	区分	認知	知的	精神	他	—————	認知	知的	精神	他
	対象者（名）	164	19	52	38		102	11	35	52
<利用促進業務>		H30実績値				R1目標値	R1実績値（1月末）			
市長申立（件）		21				—————	23			
申立支援（名）		77				100	92			
定例会（回）		12				12	10			
<後見人支援業務>		H30実績値				R1目標値	R1実績値（1月末）			
後見人支援（件）		77				—————	62			
チーム会議の開催（回）		61				70	50			
<法人後見業務>		H30実績値				R1目標値	R1実績値（1月末）			
受任件数（名）		40（延べ43）				50	39（延べ47）			

計画を作る背景

豊田市として「権利擁護支援に関する地域社会の仕組みをどのように整備していくか」の方向性を示すべき時期

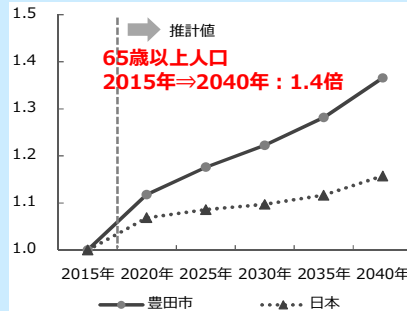
①人口減少と超高齢社会への適応

	2015	2025	2040
人口（人）	422,413	430,238	423,688
高齢化率（%）	21.8	25.4	31.3

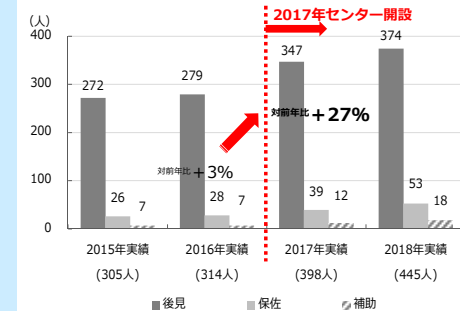
②認知症高齢者、知的・精神障がい者の増加

	<2013年>	<2017年>	増加数
認知症高齢者	6,631人	7,846人	+ 1,215人
知的障がい者	2,596人	3,081人	+ 485人
精神障がい者	1,984人	2,659人	+ 675人

③高齢者の急増による社会構造の変化への対応



④センター設置後の成年後見制度利用者の増加



豊田市における成年後見制度のニーズ※ 約1,100人以上

※出典：豊田市(2018)「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査」…「(1)これから制度利用が必要な市民」+「(2)これまで制度を利用してきて今後は後見人等支援やチーム支援が必要な市民」の合算値

成年後見制度利用促進法の施行

【法・基本計画】市町村の責務

○市町村計画策定や中核機関等の体制整備などが責務として規定

【基本方針】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

○多職種の連携による早期発見、相談、意思決定支援の体制を整備

【共通の理念】ノーマライゼーションと法的能力の保障

○基本的人権・個人の尊厳を価値として、すべての人に法的能力の享受と行使を保障
＜障がい者権利条約＞

【視点】自己の意思決定を行うための支援への転換

○意思決定支援・本人の意思と選好
⇔代行決定・最善の利益

＜策定の根拠＞

成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条

取り組むべき課題

1 成年後見制度の利用までスムーズにつながる総合相談体制の構築

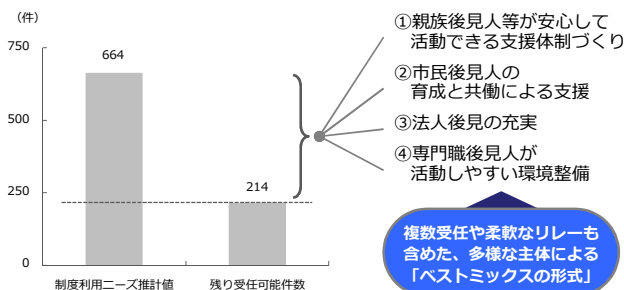
(1) 市民・地域の現状から

- 成年後見制度の認知度が低い。
- 成年後見制度の意義や利用の効果について、正しい理解が必要。

(2) 支援者の現状から

- 福祉・医療の民間事業者におけるセンターの認知度が低い。
- 成年後見制度の役割について、正しい理解が必要。
- 福祉・医療の民間事業者におけるセンターへのつなぎ方の整理が必要。
- つなげるべきケースの目安や、勉強会・研修等への高いニーズへの対応。

2 成年後見制度や権利擁護支援の活動に携わる人づくり・環境づくり

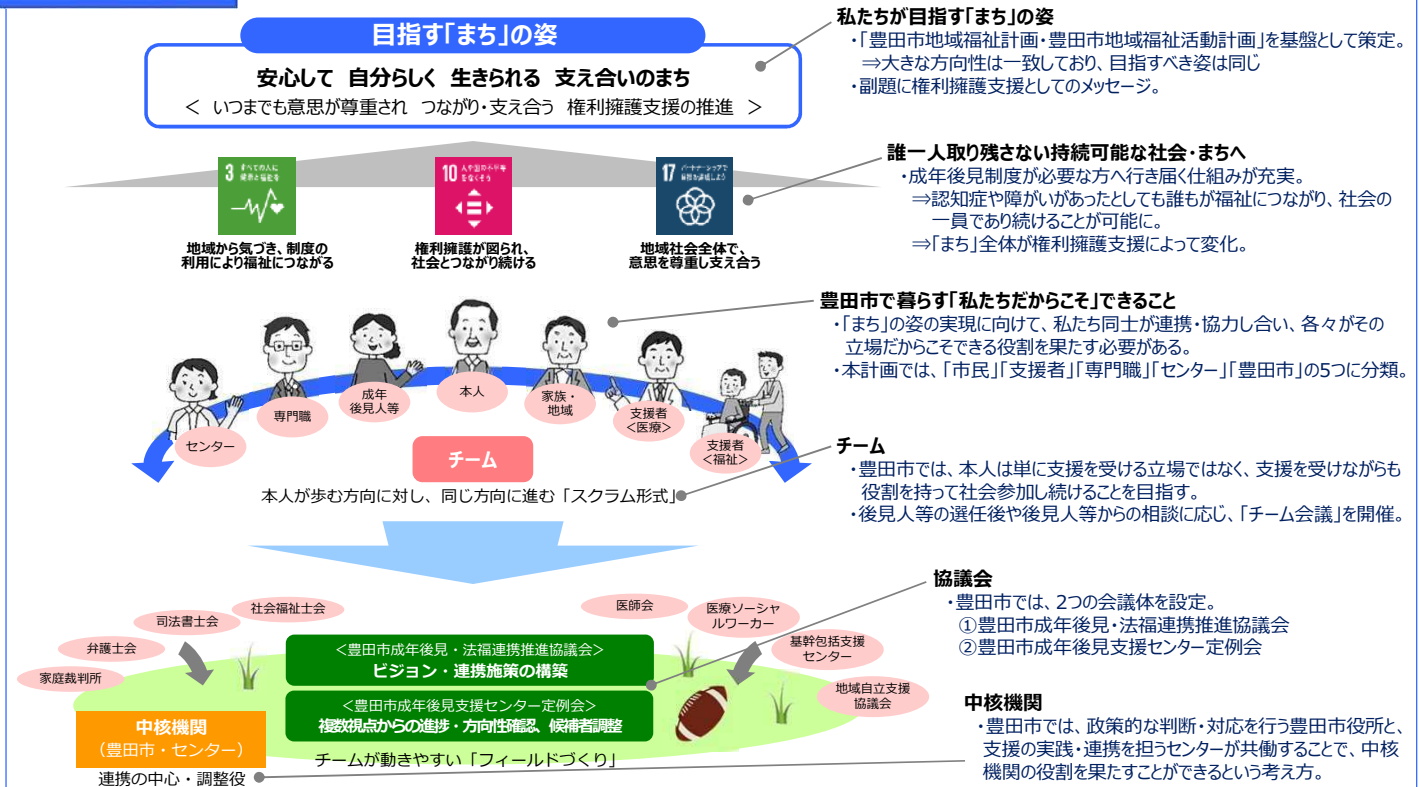


3 多機関連携による意思決定支援の充実

4 その他、権利擁護支援に関する環境の整備

- 身元保証、後見人等への苦情、不正防止、居住支援との連携

計画の基本構想



目指す姿

基本目標

基本的な考え方(2)

取組の柱(8)

評価指標<現状値>

★重点取組(7) / ○基礎取組(14) / ◇懸案事項(4)

共通の像

第2次豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画の体系の一部

豊田市成年後見制度利用促進計画の独自体系

・地域共生社会という全体像の中で、基盤かつセーフティネットとなる権利擁護支援を捉えるため、地域福祉計画・地域福祉活動計画の「基本目標」及び「基本的な考え方」と同一
 ・利用促進計画の側面からは、基礎調査の分析結果から導き出された豊田市における課題に対応するための施策として設定している

<1-(1)~(3)、2-(1)~(3)>
 ・国基本計画より、[1]広報 [2]相談 [3]利用促進 [4]後見人支援からなる4つの整備すべき機能を踏まえて設定する取組の柱
 <2-(4)~(5)>
 ・更なる体制整備に向け、独自で設定する取組の柱

【★重点取組】新規・拡充していく取組。計画策定時にスケジュール設定、毎年度進捗確認を行う。
 【○基礎取組】既に実施している基本的な取組。毎年度実績確認を行う。
 【◇懸案事項】体制強化に向けて検討を進める事項。計画期間内で方向性を決める。

<計画の進行管理>

○「豊田市成年後見・法連携推進協議会」において、取組内容や成果を確認し、評価を実施。

安心して 自分らしく生きられる 支え合いのまち

いっまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進

地域の支え合いの仕組みづくり

1 包括的な相談支援体制の充実

～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～

(1)成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進 [1 広報]

一般市民の成年後見制度の認知度 <22.9%>

(2)支援者からセンターにつながる仕組みづくり [1 広報][2 相談]

①地域包括②障がい者相談支援事業所の「センターにつなげる割合」<①63.0%、②75.0%>
 ①ケアマネ②指定特定の「センターor地域包括・障がい相談につなげる割合」<①72.0%、②33.0%>

(3)成年後見制度の必要性を専門的に判断できる体制の構築 [2 相談]

事前にセンターが訪問orケース会議に出席した割合 <98.6%>
 移行すべき日常生活自立支援事業等案件から実際に成年後見制度に進んだ割合 <現状値なし>

★① 支援者・専門職向け研修会の開催

- ② 市民向け啓発の実施
- ③ 金融機関向け研修会の開催

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

★① センターにつなげるケースの目安の作成

- ② 多機関合同事例検討会の実施
- ③ 総合相談窓口・地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所における相談対応
- ◇④ 消費生活センターとの連携策の検討

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

○① センターによる相談対応とケース会議の出席

- ② 日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業からの移行調整の実施
- ◇③ 高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

2 暮らしを支える環境整備

～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～

(1)本人の意向・状況を踏まえた申立支援と候補者調整の実施 [3 利用促進]

「実際に選任された後見人等」と「受任調整会議で検討した結果」の合致割合 <100%>

(2)多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり [3 利用促進]

市民後見人バンク登録者のうち、市民後見人として受任している人数の割合 <現状値なし>

(3)後見人等支援の充実 [4 後見人支援]

センターで受任調整した案件に対し、後見人等確定後のチーム会議を実施した割合 <100%>

(4)意思決定支援を円滑に行う仕組みづくりと普及・啓発の実施 [豊田市独自]

(5)地域で暮らし続ける基盤・環境づくり [豊田市独自]

- ① 多職種による受任調整会議の実施
- ② センターによる申立支援の実施
- ③ 市長申立の実施と円滑な実施体制の整備

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

★① とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり

- ② 法人後見・日常生活自立支援事業等の効果的な実施体制の確立
- ③ 利用支援事業の実施と必要に応じた見直し
- ◇④ 新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

★① 親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施

- ★② 送付先変更に係る手続き事務の簡素化
- ③ センターによる後見人等からの相談対応と支援の実施

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

★① 豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及

- ② エンディングノートの活用による普及と内容の充実

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市

★① 身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備

- ② 本人等が地域で暮らすために必要な取組の充実
- ◇③ 居住支援に関する取組との連携策の検討

市民	支援者	専門職	センター	豊田市
市民	支援者	専門職	センター	豊田市



令和2年度とよた市民後見人養成講座 カリキュラム(案)

資料4

【基礎講座】(令和2年8月8日～12月12日) 13:00～16:30

(本:本人の意思と利益の尊重、市:市民としての生活の実現、生:生活等への変化の気づき、後:後見人としての自覚、公:公正な支援)

講座	月	日	時間	科目	講師
1日目 42・43 会議室	8	8 (土)	13:00～13:30【30】	オリエンテーション	豊田市成年後見支援センター職員
			13:30～14:00【30】	①豊田市の市民後見活動の理念と後見センターの役割(本・市)	豊田市福祉総合相談課職員 豊田市成年後見支援センター職員
			14:00～14:30【30】	②家庭裁判所の役割	名古屋家庭裁判所岡崎支部
			14:30～16:00【90】	③権利擁護と成年後見制度(後・公)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 弁護士
2日目 42・43 会議室	22 (土)	13:00～14:30【90】	④本人の理解(認知症)(市・生)	認知症初期集中支援チーム チーム医	
		14:30～16:00【90】	⑤障がい者総合支援法と本人の理解(知的障がい)(市・生)	障がい者相談支援事業所	
3日目 42・43 会議室	9	5 (土)	13:00～14:00【60】	⑥介護保険制度(市・生)	社会福祉士
			14:00～16:00【120】	⑦高齢者支援(本・生) ※事例検討含む	認知症初期集中支援チーム
4日目 42・43 会議室	19 (土)	13:00～14:30【90】	⑧本人の理解(精神障がい)(市・生)	豊田市地域自立支援協議会 精神保健福祉士	
		14:30～16:00【90】	⑨医療機関と公的医療保険制度(後・公)	病院 MSW	
5日目 42・43 会議室	10	3 (土)	13:00～15:00【120】	⑩意思決定支援と在宅医療(本・後)	豊田加茂医師会 豊田市地域包括ケア企画課職員
			15:00～16:00【60】	⑪医療費助成、後期高齢者医療保険(生・公)	豊田市福祉医療課職員
6日目 42・43 会議室	17 (土)	13:00～14:00【60】	⑫法律知識の基礎(民法)(後・公)	弁護士	
		14:00～15:00【60】	⑬社会保障制度の概要(年金・生活保護制度について)(生・公)	豊田市国保年金課職員	
		15:00～16:00【60】		豊田市生活福祉課職員	
7日目 42・43 会議室	31 (土)	13:00～15:30【150】	⑭市民後見人の実際	とよた市民後見人バンク登録者 (一期生)	
		15:30～16:00【30】	交流会		
8日目 42・43 会議室	11	14 (土)	13:00～14:30【90】	⑮とよた市民後見人の実務1(後・公) (後見人等としての心構え)	社会福祉士
			14:30～16:00【90】	⑯とよた市民後見人の実務2(後・公) (就任時の手続き、定期報告、報酬の仕組み)	司法書士
9日目 42・43 会議室	28 (土)	13:00～14:00【60】	⑰とよた市民後見人の実務3(後・公) (各講座の振り返り)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 司法書士	
		14:00～16:00【120】	⑱グループワーク・発表(後・公) 「後見人等の役割を考えよう 1」	病院 MSW 豊田市成年後見支援センターアドバイザー 社会福祉士	
10日目 42・43 会議室	12	12 (土)	13:00～16:00【180】 ※途中休憩含む	⑲グループワーク・発表(本・後) 「後見人等の役割を考えよう 2」	同上

【実務講座】(令和3年1月 日～2月 日) 13:00～16:30

講座	月	日	時間	科目	講師
1日目	1	16 (土)	13:00～16:00【180】	①後見事務の実際Ⅰ	豊田市成年後見支援センター職員
2日目		30 (土)	13:00～16:00【180】	②後見事務の実際Ⅱ	豊田市成年後見支援センター職員
3日目	2	(土)	10:30～12:00【90】	③施設見学	
			14:00～15:30【90】		

* 終了は16:30。30分間は休憩や講座終了後の振り返りのグループワーク等に充てる。

* 9日目、10日目は参加必須。それ以外は補講にて対応可。

* 事前説明会 日時:7/11(土) 13:00～ 41会議室

(調整中) 内容:同志社大学 社会学部 永田祐教授による講座(地域福祉と市民後見人)
杉本みさ紀弁護士による説明(成年後見制度について)
センター、市による説明(養成講座、とよた市民後見人について)

* フォローアップ研修 2日目～8日目の講座のうち2回以上の参加

豊田市成年後見制度利用促進計画
パブリックコメントの実施結果について（全意見版）

【実施期間】 令和元年 11 月 18 日から令和元年 12 月 17 日まで

【公表時期】 ホームページ 令和元年 11 月 1 日
広報とよた 令和元年 11 月号

【資料設置場所】 豊田市ホームページ、豊田市役所、市政情報コーナー、
各行政支所・出張所、交流館、社会福祉協議会、社協支所

【提出方法】 豊田市役所への直接持ち込み、郵送、ファックス、電子メール（E-モニターを含む）

【意見数】 165 人（紙提出 2 人、E-モニター 163 人）、計 202 件

（内訳等）

項目	番号	意見分類	件数
全体に関する事	①	好意的な意見について	42
	②	計画の分量・内容の難しさについて	16
	③	計画の具体性・実効性等について	10
計画の内容に関する事	④	成年後見制度の認知度や理解・啓発について	44
	⑤	早期発見・地域での見守りに関する活動について	12
	⑥	成年後見制度・権利擁護支援に関する活動に携わる人について	11
	⑦	成年後見制度に関する相談について	10
	⑧	不正防止について	10
	⑨	地域連携ネットワークに関する事について	8
	⑩	高齢者・認知症に関する事について	5
	⑪	障がい者に関する事について	4
	⑫	意思決定支援に関する事について	3
	⑬	任意後見制度について	1
実施体制に関する事	⑭	行政の主体性・関与について	4
	⑮	豊田市成年後見支援センターについて	1
その他	⑯	その他	9
	—	特になし	12
計			202

※事務局にて意見内容から分類。1 人の意見に複数の項目要素が含まれる場合、行単位で分類。

【意見①】好意的な意見について（42）

No	意見
1	おおむね賛成。
2	成年後見人制度の重要性は 十分認識出来ました 。
3	文字が大きく、イラストも多用されているので、 分かりやすい と思います。
4	以前に比べたら、成年後見人制度も理解されていると思います。 計画の基本構想もわかりやすかった し、いろいろな取組もされていることがよくわかりました。
5	読み込んでいるとは言えませんが、 立派な素案ができています と思います。
6	良い と思います。
7	豊田市の花である ひまわりに活動の様子を例えているのが印象的 でした。私の住む地区でも高齢者のみの世帯が増え、8050問題は他人事とは思えません。
8	後見制度がわかりやすく記載 されていました。市が後見制度を支援していることを始めて知り、これらの取り組みにより、多くの方々が後見制度を知ることにつながる計画と思います。
9	成年後見制度がどうして必要なのか知ることができた 。ゴミ屋敷などの解決のためにも議論されるべき課題だと思った。
10	わかりやすく説明している と思います。
11	支援ノートはわかり易く、理解を助けてくれました 。
12	内容は良い と感じました。
13	基本理念、基本目標としては、 よく考慮されている と思います。
14	安心して自分らしく生きる 構想に共感できる 。
15	大切なことだ と思う。
16	私も夫も親が豊田市に住んでいるので何かあればすぐに顔を出すことができますが、九州出身のかただとなかなかそうもいかず大変なようです。 豊田市は若者も多く、制度も充実しているので、高齢者にも住みやすい街づくりを 豊田市から発信して全国に広まればよい と思います。
17	豊田市の誰でもが最後まで権利擁護され、人間らしく人生を終えられるように願います 。
18	成年後見人を必要とされる方は 今後増加すると思いますので、 よい計画 と思います。
19	良い と思う。
20	良い と思う。

21	本当に良く検討されていると思います。
22	必要性の高い事柄がまとめられていると思います。
23	用語の説明もあるので、大変わかりやすい素案だと思います。
24	近い将来、高齢化社会になるので、こういった制度を促進するのはいいと思っていた。実例など読みやすく、わかりやすかった。
25	どこの地区でもある課題ですね。内容については良いとおもいます。
26	内容は良いと思います。
27	こちらはまだ漠然としていることなので実感できないが、こういう制度を知れてよかった。
28	必要だと思う。
29	賛成
30	グラフがわかりやすかった。
31	良いと思いますが、紙で素案を配布して欲しいです。
32	充実していると思いました。
33	良いと思う。
34	取り組みがわかりやすかったです。
35	わかりやすい。
36	専門職や関係者など現場の声を入れて策定されているのは良いことだと思いました。
37	わかりやすい。
38	その通りであり、特に問題ない。
39	これからの時代は必要なものだと思います。難しいですね。
40	安心して自分らしく暮らせる町の構想はいいと思います。
41	これで良い。
42	この素案で実施できれば問題なく良いと思う。

⇒【事務局回答】

- ・ご意見ありがとうございました。

【意見②】計画の分量・内容の難しさについて（16）

No	意見
1	多すぎて読みきれない。すみません。
2	よくわからない。
3	まだ身近な感じがせず、よくわからない。
4	よくわからなかった。
5	よくわからない。
6	概要版を作ってほしかった。とても読み込めません。本編とはいえ、ページ数が多すぎると思いました。個別計画なので、あまり抽象的な部分は省いて、簡潔なほうが有用な計画になると思いました。
7	フィードバックを望むなら、誰でもが、簡単に理解できる、読んでみたいと思える資料づくりもご検討ください。
8	こちらも非常に読む量が多くて大変でした。
9	よく知らない制度なので資料を読んだが、あまり理解できなかった。資料をもっとわかりやすくして欲しかった。
10	ちょっと難しく理解できない。
11	よくわからない。
12	当たり前のような内容な気もするが文章が長すぎて要点が分からない。誰も読まないと思えるのが残念。
13	申し訳ありませんが、素案の内容が難しすぎてわかりません。
14	私には難し過ぎます。
15	よく分からない。
16	90 ページ以上は読めず、申し訳ないです。2 件合わせて 200 ページ越えはキツイので、内容を精査して分量を減らしていただけたら助かります。

⇒【事務局回答】

- ・計画策定の背景や各種事業の概要等、後々に見た際に理解しやすいよう、本計画は詳細に記載しています。頂いたご意見を踏まえ、文章を精査したり、イメージ図を掲載する等、分かりやすさを向上しました。
- ・併せて、本計画の要点をまとめた「概要版」を作成しました。
- ・また、認知症や障がいのある方にも計画の内容をお伝えしていくため、「わかりやすい版」も今後作成していきます。

【意見③】計画の具体性・実効性等について（10）

No	意見
1	社会福祉協議会と市役所内福祉機関との連携を中心に起草してあるが、 もう少し具体論が欲しい 。例えば成年後見代理人の実務の受け皿となる弁護士会、行政書士会、司法書士会等との連携、実務機関は岡崎家裁で豊田には無いこと、法定相続人は利害関係者となるので岡崎家裁から認められにくいことなど。
2	取り組みにあたっては、 問題点の徹底的な洗い出しが必要 だと思います。最初が肝心だと思います。
3	イメージ調整中・・・なども多く、 具体的な推進案は今後の活動をしながら試行錯誤で実施していくことになる のだろうな・・・と思いました。また、その際に、 費用が無駄にならないようにしてほしい とも。
4	計画だけでなく、 しっかりと実行してもらいたい 。
5	全体的に、抽象的な感じ がするので、この理念、目標を踏まえて、今月、来月は誰が何をすると、 どんな人がどんな風によくなるのかを具体的に考え、実行していくことが重要 だと思います。
6	アキ子さんの例はとても残念なことに対応があまりに遅く手遅れ状態です。 どんな立派な政策も工夫も、実際に手を差し伸べないでは意味が有りません 。個人情報を守るという事でもう一步踏み込まないのが実情です。 一般市民がおせっかいで関わるのは難しいですが、仕事としてその分野に位置している人は勇気を持って、速めの対応が望まれます。まだその段階かどうか、ではなく取り敢えず仕事としての責任を果たす為に権限も上手く使って下さい。仕事しすぎるという事はありません。本当に忙しくて手が足りないのなら、そこに人も予算も集約する方向に進んでいかないと・・・。
7	いろいろな文言の意味合いをわかりやすく、市民の方に理解を求めて（広報）、 成年後見制度の必要性等を理解していただくことを進め、計画だけにならないように希望 します。
8	今はこれでよくても、もっと 先を見据えた計画を今から実施した方がいい と思います。人と人の思いやりと、 お金のこと、機械も交えた計画が見たい です。
9	多種多様な場面を想定 して策定しないと不具合が出る。
10	誰もが平等にその構想を実現できるには、何年後になるのでしょうか？ 構想だけで終わらせてほしくない と感じました。

⇒【事務局回答】

- ・新規又は拡充を行う重点取組については、当計画内で毎年度の取組指標を定めており、着実に実施できるようにしています。また、取組によっては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や障がい者計画、在宅医療・福祉連携推進計画等の各個別計画で定められる事業と連動することで、実効性を担保しています。
- ・なお、取組の柱ごとに評価指標を設定しているとともに、「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」において、毎年度取組状況を確認し進捗管理を行っていきます。

【意見④】 成年後見制度の認知度や理解・啓発について（44）

No	意見
1	成年後見制度について初めて知った。市民にもっと認知してもらう必要がある。
2	後見制度の認知度をあげることが大切ですし、自分にも将来かかわる可能性があるという意識がもてるような活動の必要性を感じます。年齢が上がってからではなく、予備軍の年齢や学生児童の家族を対象に啓蒙する活動で認知度を広げていくことが大切ではと思います。
3	今回素案を読むまで、成年後見制度について、名前を聞いたことがある程度でどのようなものか、全く知らなかった。 私のように知らない人も数多くいると思う。 特に素案の中のアキコさんの事例が深く心に残った。 このような事例を地域の方々にも紹介し、広めていくことで、成年後見制度について周知され、興味関心をもつ人も増えていくのではないかと思った。
4	成年後見人という言葉は聞いたことがあっても、具体的なことは、ほとんど知りませんでした。これからは、確実に必要になる制度なので、市民に周知できるようにしてほしいです。
5	身近で、しかも豊田市が支援活動を行っていることを知り、詳しく知りたいと思いました。皆さんに活用してもらおう為にも広報活動を頑張ってください。
6	親が認知症になった場合、子供が後見人になる事は知っていました。しかし、豊田市が後見制度に関わっている事は知りませんでした。市民に知らせる活動が必要です。
7	成年後見制度について知ってはいたが、正直自分とは関係のないことだと思っていました。私みたいな市民が大多数だと思います。成人式や学校の保護者会なので講演を開いたりすれば、気に留める人が増えると思います。
8	成年後見支援の、沢山の事例があると、より分かりやすい。自分がもしそうなった場合手助けしてくれる支援があれば安心。
9	制度は知らない人がまだまだ多いと思う。成年後見制度に限らず、市民に伝わっていないしくみはほかにもあると思うので広めてほしい。
10	この制度の必要性を広報や、交流館のイベントなどで告知出来れば情報が広がると思います。
11	制度の名前程度は知っていますが、具体的な活動については、ほとんど知らないレベルですので、認知度の向上が一番だと思います。
12	そもそも現状の成年後見人制度自体が非常にわかりづらい。
13	広く認知されるよう広報活動するといい。

14	<p>成年後見制度については、聞いたことがあります。どのような人に必要で、どのように決めればいいのかなどの進め方がわかりません。後見制度を利用すると、様々な不自由なことがあるようにも聞いていますし、信用できる人が後見人になるとは限らないように思います。講習会などでどのような制度なのかを聞く機会がないと、利用する人は増えないように思います。</p>
15	<p>しっかりと理解して頂けたら良いと思います。</p>
16	<p>市民の啓発活動に工夫が必要。例えば各地区的総会等に出前講座で具体的テーマを説明して欲しい。</p>
17	<p>私は、成年後見人制度の名前は知っていても具体的にどのようなことをしているかは詳しく知りませんでした。成年後見人センターがあることも知りませんでした。読んでみると多くの課題があり、私たちの認識も足りないような気がします。もっと市民に成年後見人制度のことを知ってもらう機会が必要だと思います。「知る→関心を持つ→参加する→創造する」の「知る」が足りていないから、関心を持つ、参加するに至らないのではないのでしょうか？</p> <p>市民向けの啓発の実施も若い人や働き盛りの人にPRしようとする記載がないように思います。当事者や家族以外の方にも内容のわかりやすい情報の発信が必要です。地域で見守り気づき、制度を利用する人もしない人も気軽にセンターに連絡できるようになればいいです。</p>
18	<p>成年後見人の制度をよく知りませんでした。</p>
19	<p>成年後見制度という制度がいまいちよくわかりません。</p>
20	<p>より具体的に、家族が認知症になり始めたら、地域支援センターに相談することにより、成年後見制度を利用すると、こんなトラブルが回避できますというように、わかりやすい具体例を示して欲しい。</p>
21	<p>どのように成年後見制度を広めていくのかが課題。</p>
22	<p>利用促進のために、わかりやすいパンフレットと、身寄りのない人でも簡単に申し込めるシステムの構築が肝心である。</p>
23	<p>成年後見制度という言葉は初めて知りました。そんなセンターができたことも知りませんでした。もっと、広まるようにするとよいと思います。</p>
24	<p>成年後見制度の内容もわかりづらいので、もっと知ってもらうことも必要だと思います。</p>
25	<p>当事者が積極的に情報を集めるといいが「後見人」という言葉だけで「むずかしい、わからない」と決めつけてしまってわかろうとしない。もっと当事者にとってハードルの低いとつきやすい言葉ややり方はないかと思う。</p>

26	<p>実際にあった事案を読み、衝撃を受けました。自分の身の回りでもこのようなことが起きているのかと愕きました。成年後見人制度は、制度の内容が難しく、まだしっくりとは理解できていません。広報などでもっと周知して欲しいですし、地域で勉強会などがあると良いと思います。</p>
27	<p>成年後見制度について全く理解がないので、何ともいえませんが、認知度も低いようですので、その制度について広く周知していくことは良いことだと思います。</p>
28	<p>94 ページに渡り素案として促進計画が作成されていることが分かりました。成年後見制度についてはどのような人がどんなことをどんな風に後見人としてやってくださるのかすぐ分かるといいなと思います。例えば費用などより具体的なことが知りたいです。</p>
29	<p>日常生活をする中で成年後見人に関する情報を目にしたことがなく、認知度の向上を図っているようには現状感じない。広く認知をさせたいならば、認知度の低い方、認知度を上げたい方の多く集まる施設、イベントで協力を依頼し、啓発をすべき。</p>
30	<p>成年後見制度の認知を上げ、制度を利用しやすい環境作りを目指していくことが重要だと感じました。</p>
31	<p>私がいまいち知らないのがいけないが、成年後見人のセミナー及び講座を行っているか知らない。もう少し、情報発信を行ってほしいと思います。</p>
32	<p>成年後見の各ケースは誰でも分かりやすいようにフローチャートなどで構成されていると思う。地域福祉に比べ当事者意識がやや低くなりやすくなる内容だと感じるので、実体験・架空を含めたケーススタディを拡充されるといいと思います。</p>
33	<p>チラシ、冊子、ウェブなどで情報を広げ、興味のある人に勉強会など。</p>
34	<p>成年後見制度に関し始めて聞き制度に関し、市民の認知度も低いことが判り、今後どう市民が理解し、反映させていくのかがポイントだと思います。</p>
35	<p>アキ子さんの事例を読みました。無気力になって、投げやりになるのもわかりますが、職員の方々のご尽力で施設に入られ、落ち着いた生活を送られるようになったこと、素晴らしいと思います。多くの方々の事例から、私たちが学ばないといけないのではと思いました。できる範囲で情報公開、事例公開をしていただくと皆さんにもわかりやすくいいような気がしました。</p>
36	<p>例えば、自分が支援を受ける状況になってから、成年後見制度について説明を受けても、うまく判断できないかもしれない。現在制度が必要ではない人に対しても、このような制度があること、そのメリット、必要になった時にやらなければいけないこと、などをお知らせする機会が増えるといいと思う。</p>
37	<p>正直自分には関係のない法案なのかなあという気がします。居住市に対象者にはこういった枠組み、活動があると便利だと思います。もっとわかりやすい取り組みの事業を市民に周知させることが大切だと思います。</p>

38	初めて聞く言葉が多くあったが、これから暮らしていく中で知っていたほうが良いことだと思った。成年後見制度について知らない人が多いと思うので、その 周知をまずはした方が良い と思った。
39	成年後見制度を知らない人も多いと思う。障がい者の保護者は、昔は、あまり、情報の共有をしていなかったと思う。高齢になり、障害のある子どもを残して心配していると、聞くので、いつまでも、幸せに暮らせるように、この制度をかつようして欲しい。 個別訪問をして、制度の説明を直接できるほうが、いいのではないでしょうか。
40	無理に活動に参加してもらうのではなく、まずは何をしているか知ってもらうだけでも興味を持ってもらうきっかけになるので、情報の提供方法を工夫したらいいと思います。 SNSを上手く使ってください。
41	一人では考え込んでしまったり、どうしてもできないことがたくさんあると思います。こんな制度があるとか、こんな施設があるとか、 もっと市民に発信しても良い と思う。
42	認知症の母の為に成年後見制度を利用しようと、数年前に岡崎の裁判所に行ったことがあります。最初にビデオを見てください。と20分程度だったと思いますが、見ましたが、即、利用はしません。と断って帰りました。そのビデオを見た方はほとんどの方が辞退するそうです。言ってみれば、不利益しかない制度だからです。そのあげく、後見人の方の横領とかの事件もちよいちよいあるし。 最近やたらと、後見制度を利用しましよう的な事を目にしますが、安易に利用出来る制度ではない。ということも広報すべきだと思います。 その事も理解していれば、わざわざ、岡崎まで行く必要も無かったし…
43	成年後見人については知らないことばかりなので もっと勉強会などを開いてほしい です。
44	制度が面倒くさいイメージが強いです。 個人個人でケースが違うので、なかなかどういふものなのかを理解するのが難しい です。

⇒【事務局回答】

- ・取組の柱1－(1)「成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進」の基礎取組「市民向け啓発の実施」に示したように、成年後見制度の理解がまだまだ浸透していない状況ですので、多くの御意見を賜ったとおり、具体的な事例を用いた展開を進めていきます。
- ・また、地域全体での取組を進める観点からも、本人や家族以外の方に対しても、効果的なアプローチ先や手法を検討してまいります。

【意見⑤】 早期発見・地域での見守りや支え合いについて（12）

No	意見
1	まずは、家族の会話から。そして、 ご近所さんとのコミュニケーション。
2	周囲で支えることは必要なこと だと思う。
3	何か困った事が起きた場合、自分たちだけでは不可能になれば、地域や市の力も借りる事ができるという事を知っている事が 重要 だと思う。 助け合いが重要。
4	一番最初に地域の支えあいとなっているが、そのようなもので推進できるのか不安 である。
5	一人、一人、いろいろな、環境で、みんなが、幸せに、豊かな生活を、豊田市が、見守って、いくことを希望します。プライバシーの問題や、言葉の問題、特に、ブラジルの方も、豊田市には、たくさん住んでいます。それぞれに、相談できるように、 みんなで、豊かな社会をお願い致します。
6	身寄りのない市民は、これからの増加が予想されます、 地域包括支援センターや民生委員などとの情報・活動記録を共有して予めの予知で繋がる といいなと思います。低所得者の場合も同じ。
7	豊田市は2030年頃をピークに人口が減少することが見込まれており、他市と比べて高齢者数が“これから”急増すると予測されているということで、実感が沸きました。一人暮らしが増えていくことも予想されるので、ぜひ行政が 地域社会をつなげる活動を進めてほしい と思います。
8	地域によるフォローが大事 だと思う。
9	地域活動に任せるのではなくもっと市が動いて欲しい。
10	該当すると思われる方々を 事前に把握しサポートすることは大変難しい ですね。地域とのつながりが一番大切だと思います。
11	該当する ご本人が元気な内にその気にならないといけない と思います。
12	地域での関わりはほとんどないが、これからの社会に向けて、まずは挨拶から 地域のコミュニティを大切にしよう と思った。

⇒【事務局回答】

- ・本計画は、「豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画」を基盤としており、住民間での支え合いがベースだと考えております。
- ・ただし、地域活動だけに任せるのではなく、本計画に沿って多機関や専門職との連携による支援体制を強固にし、地域からしっかりと支援に結び付けることを目指していきます。
- ・一方で、成年後見制度の利用後も変わらず、地域で暮らし続けることが重要でもありますので、民生委員・児童委員など地域の方々への啓発も同時に進めていきます。

【意見⑥】 成年後見制度・権利擁護支援に関する活動に携わる人について（11）

No	意見
1	<p>成年後見制度については自分自身良くわかりません。素案を読んでもなかなか理解出来ない、知らない人も多いと思う。</p> <p>しかしそれではまずいので、行政機関や地域の役員が主体となって動ける体制を整え、ボランティアにも協力してもらおう。そのようにPRし市民全体が関わるような制度にしたい。私も協力できることがあれば協力したい。</p>
2	<p>豊田市も高齢化率25%と高くなり年々、（認知症）から（障がい者）になる人が増加しています。増加により、豊田市内の弁護士・司法書士・社会福祉士や社会福祉協議会だけでは増える対象者には対応仕切れないのも容易に判断出来ます。</p> <p>（認知症が進み一人暮らし）の社会的弱者を悪徳商法から守り、契約・金銭管理を誰が代行してくれるのか？とても心配になります。人間は基本的人権が保障されていても、（声をあげられない弱者）を誰が守るのか？</p> <p>本人が（本人らしく生きていく！）本人が希望するように考えて上げる人達（後見人）が絶対必要です。この後見人を一般市民から募集して（後見人として養成）することはとても理にかなっていません。市民後見人になる人は地域に精通し地域に根差した活動している人の方が細かい支援、支えが出来ると思います。</p>
3	<p>後見爆発という言葉は初めて聞いた。</p> <p>親族や専門職ではなく とよた市民後見人は今後必要とは感じるが その育成を含め制度は難しいと思う。</p>
4	<p>成年後見人制度がなかなか難しいのはよく分かります。私も家族に障害者がいたり、母も還暦を過ぎたりと心配は多いです。私の場合は当てはまらないかもしれませんが、この市には、子ども世代がどうしても市外にいる場合もあり、認定された成年後見人が育成できるならば良いと思います。</p>
5	<p>これからは成年後見人制度なくして地域福祉は成り立たないと感じています。ぜひ30代40代の地域参画の誘導を推進してほしい。</p>
6	<p>専門の方をお願いします。</p>
7	<p>この制度についても、成年後見人を受けたかたへの、メリットを出しては？例えば、減税してもらえるなどは？この制度についても取り組みに、若い世代への介入は難しそうになっている。結局は、定年組及び、高齢者への対応になっているのでは？若い世代につなげるためには、補助者として介入させてみるなどの取り組みでは如何でしょうか？</p>
8	<p>ボランティアが重要な役割を担っていると思います。そのためには小さいころからボランティアの活動の重要性や自らボランティアをやろう、やりたいという気持ちを持てるような教育が大切だと思います。もちろんその子供たちの親、兄弟などの家族に対する啓蒙も重要かと思います。</p>
9	<p>後見人の活用については、研修を受けたとしても個人は考え方に偏りも出たりして、心配に思います。事業者の方が責任も明確にしやすく、安心に感じます。</p>

10	<p>後見人にどんな人になるのか？これで大きく変わっていくのではないのでしょうか？トラブルも起きてくると思います。信頼できる人がいればいいのですが。介護を受けている人が、暴力を受けたりしています。安心して人のお世話になればいいのですが</p>
11	<p>銀行が後見人になるという新聞記事を読みました。個人ではなく、しっかりした組織でやっていただければ、ある程度の手数料が発生したとしても安心な気がします。家族でもない、弁護士でもない、普通の地域住民が後見人になるのは、負担が大きい気がします。そこを緩和するための素案で、環境整備や支援体制の充実という事だと思いました。丁寧に少しずつ事例を積み重ねていけると良いですね。</p>

⇒ **【事務局回答】**

- ・豊田市では、「とよた市民後見人の育成・共働」の取組は単なる担い手づくりの施策ではなく、地域共生社会を目指して市民とともに創り上げる「社会の構造・仕組みづくり」の施策として捉えています。
- ・実際に講座を受講している市民の方は、「地域のために何か力になりたい」、「少しでも本人の意思を尊重したい」などの意識を持った方が多く、今後もこの取組を推進していきます。
- ・ただし、後見人等の受け皿の不足は顕著ですので、新たな担い手確保に向けた検討を進めていきたいと考えています。

【意見⑦】 成年後見制度に関する相談について（10）

No	意見
1	県外に老親を残している身としても、とても人ごとではない。 身近に相談窓口があるという事が一歩前進への近道 と感じる。
2	後見人は財産管理や身体監護・契約・財産管理等々と非常に高度な（倫理観）を求められますが、 一人で悩まず社会福祉協議会に相談していけば心配ない と思います。
3	後見人は必要だと思いますし、 相談基準が明確に設けられ、必要な場合に漏れないようにすることは良い と思います。
4	専門職の方々を紹介してほしい です。各自治区に事務所を置く弁護士さんや行政書士の方々がどれくらい居るのか、どこに居るのか知らない方は実は多いと思います。かつ、いざ相談したいと思ってもなんとなく相談しにくいと思っている方も少なくないと思います。顔写真や相談できる内容などを紙面で提供していただくと良いのではないかと提案します。
5	でも 本当にこんなに親身になって考えてくれるのかとも思う 。
6	具体的取り組みに、会議の開催や地域支援センターでの相談受付と言われても、 どういう時にどの様に利用すればいいのか、よくわからない 。
7	成年後見制度ということがあること自体は知っていますが、実際に自分が誰かの後見人になったりなってもらったりというのは どのようなタイミングで利用するのか難しい と感じました。
8	誰でも、どこでも 身近なところ で。
9	必要なことだが、 ケースによっては柔軟な対応ができるのか 。
10	孤立を防ぐためには、もっと 市の窓口を広報して相談しやすい環境を整えたほうが良い と思う。苦情や市で対応できないような相談も増えると思うが、どちらを取るかだと思う。

⇒ 【事務局回答】

- ・センターでの相談対応だけでなく、地域包括支援センターなども権利擁護支援の1次窓口として、総合相談体制に基づく取組として進めていきます。
- ・こうした対応ができるように、取組の柱1－（1）「成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進」の重点取組「支援者・専門職向け研修会の開催」や、取組の柱1－（2）「支援者からセンターにつながる仕組みづくり」の重点取組「センターにつながるケースの目安の作成」に取り組んでいきます。
- ・また、受けた相談に関しては、中核機関であるセンターを通じ、必要に応じて弁護士などの専門職と連携して対応を進めます。

【意見⑧】不正防止について（10）

No	意見
1	不正は少なくなっているとのことであるが、「 全く不正がなく 」運用するためにはどのようにするの かは大きな課題 であると思う。不正に関する議論をしなくてもよいようにする案の一つとして、「エンディングノート」を残すことをもっと市民に啓発するべき。
2	「豊田市成年後見支援センター」が、あることを知りませんでした。後見人制度というと、 不正のニュースを聞くことが多く、不安を感じるばかり です。
3	成年後見制度を利用してほしいということも理解できますが、犯罪のニュースなども見聞きするので、 なかなか利用したいと思えないのが現状 です。
4	成年後見制度というのは見たり聞いたりしたことはありますが、助けがいる人にとって、不利益がないかどうか検証することが大切だと思います。 多人数で確認しあうべき だと思います。
5	知らない人に財産を任せるのは、どうしても不安が付きまとう ので、安心して利用できる仕組みにして頂きたい。
6	新聞等でこの制度を悪用して、被害にあった例もあります。 信頼性も重要な課題 と思います。
7	成年後見人が財産を着服したニュースなど聞いていたので 成年後見人にはあまり良いイメージがなかった のですが、実際に一人暮らしのひとが認知症になったら必要な制度なのかも知れませんね。
8	後見人の仕事をチェックする方法は、 手間と時間がかかるやり方でもよいので、 きちんと行って いただきたいと思います。
9	成人後見人制度でお金を着服したなど、悪用されたニュースを耳にすることもあるので、 不正が出来ない制度にしていだけたら と思います。
10	このことも 核家族化しているので必要だが、人が信用できない 。世の中なのでむづかしいことになると思う。

⇒【事務局回答】

- ・不正はあってはならないという姿勢を計画内にうたっています。
- ・成年後見制度に対する正しい制度理解を図っていきます。
- ・また、後見人等が課題を抱え込んでしまったり、周りとの関係性を築けず誰の目も入らないという状況を防ぐため、取組の柱2－（3）「後見人等支援の充実」において、重点取組として「①親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施」を掲げていますし、後見人等選任後はチーム会議を開催することを進めていきます。

【意見⑨】地域連携ネットワークに関することについて（8）

No	意見
1	地域と社会福祉協議会・行政・地域包括支援センター・病院のソーシャルワーカー・民生委員等々と密接に連携し（チーム）として支え合うのが（真の福祉）と思います。 豊田市から経済的弱者・身体的弱者を助け合う、支え合う風土をしつかりと醸成出来るように微力ながら協力して行きます。
2	支援の輪のネットワークを計画されているが、とても重要ですので、上手く機能させていただきたい。
3	直ぐに直面する問題ですので団体合同で話し合いをして決めていく必要がある。
4	バックアップ体制の整備などがあれば便利かと思います。
5	市民、市役所、支援者、専門職、センター 連携ネットワークができていますので良いと思います。
6	身近に支援を必要としている方がいないのであまり分かりませんが、「市民」「支援者」「専門職」「センター」「豊田市」の様々な受け皿があり、何かあった時に心強いと思いました。
7	本人・後見人等が気軽に相談でき、連携して支援できるチームが作られ、不正がなく安心して生活できる体制の整備が重要かと思います。
8	これから仕事が増えそうですが、チームで頑張ってください。

⇒【事務局回答】

- ・成年後見制度の利用促進の肝は、ネットワークの構築であると考えています。今後も福祉・医療・司法の連携がスムーズに行われるように、計画に掲げられた取組を推進してまいります。

【意見⑩】高齢者・認知症に関することについて（5）

No	意見						
1	高齢者を面倒見る家族の負担を軽くするためにも 外に出たがらない高齢者を連れ出す手段 が必要。						
2	出来れば 認知症にならないよう努力や早期発見が大事 だと思います。豊田市の健康診断に75歳以上になったら認知症の検査も一緒に出来るといいと思います。まずは認知症にならないような生活を市民が出来るようにと思います。						
3	街に高齢者が増えているが、弱者を前面に出す人もいて、 対応に困る 。						
4	1、 認知症基本法案の審議 P15-(5)の次に追加 する (6)認知症基本法の制定 急速な高齢化及び社会の複雑化に伴い、急増する事理弁識力（判断能力）が低下する認知症患者に、予防施策を推進しながら、認知症施策に関する計画を策定するための基本となる認知症基本法（令和 年法律第 号）が制定された。						
5	2、 取り組みの体系 P35-1 の前に追記 する <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 33%;">基本的な考え方</th> <th style="text-align: left; width: 33%;">取組の柱</th> <th style="text-align: left; width: 33%;">重点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1、事理弁識能力（判断能力）の低下が見込まれ、 または低下しつつある者に予防対策の充実</td> <td>(1)有効な予防策の巢新施策の実施 (体・脳・心の健康) (2) 予防施策推進者の仕組み・支援づくり (3)任意後見制度の浸透</td> <td>(1) 予防策の充実 (2)支援者・組織の体制づくり (3)制度の周知</td> </tr> </tbody> </table>	基本的な考え方	取組の柱	重点	1、事理弁識能力（判断能力）の低下が見込まれ、 または低下しつつある者に予防対策の充実	(1)有効な予防策の巢新施策の実施 (体・脳・心の健康) (2) 予防施策推進者の仕組み・支援づくり (3)任意後見制度の浸透	(1) 予防策の充実 (2)支援者・組織の体制づくり (3)制度の周知
基本的な考え方	取組の柱	重点					
1、事理弁識能力（判断能力）の低下が見込まれ、 または低下しつつある者に予防対策の充実	(1)有効な予防策の巢新施策の実施 (体・脳・心の健康) (2) 予防施策推進者の仕組み・支援づくり (3)任意後見制度の浸透	(1) 予防策の充実 (2)支援者・組織の体制づくり (3)制度の周知					

⇒ 【事務局回答】

- ・いただいたご意見を参考に、次期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に合わせて「認知症施策推進計画」を一体で作成し、認知症対策の更なる充実に努めてまいります。
- ・また、成年後見制度の利用にあたっては、認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターとの連携は非常に多いので、研修の実施や事例検討会の実施などにより、役割分担や連携のタイミングなどの浸透を図っていきます。

【意見⑪】障がい者に関することについて（4）

No	意見
1	特別支援学級の子に財産継承があった場合騙されることもあるので、 その後のサポートと支援が確立している といい。親以外の公的機関で相談窓口があるといい。金額がかかってもいいのでしっかり面倒みてほしい。
2	特別支援学級に行っていたりする子でも支援ができるように お願いします。
3	遺産相続対策など含め後見人制度必要 です。信託銀行と一緒にしてもいいし、でも発達障害の子などの支援をしっかりとってほしい自分もどうなるかわからないのでこの支援は必要です。
4	年寄以外に発達障害の子にむけての支援もお願いします。 親なきあとの不安を払拭できるような支援体制を 。

⇒ 【事務局回答】

- ・ 出前講座の依頼元として、障がい者の親の会や特別支援学校の保護者会などからの要請も多いため、このような機会を通じ、親亡き後の準備に向けて、成年後見制度の理解を進めていきます。
- ・ また、いただいたご意見を参考に、次期障がい者計画の策定に合わせて、障がい者支援の更なる充実に努めてまいります。

【意見⑫】 意思決定支援に関することについて (3)

No	意見
1	エンディングノートは自分の意志で作れるので意識の高い人は各自作ったらいいと思う。
2	認知症の場合には本人がまだ元気なうちに、どのようにしたいのか、を明確にできるのが1番いいように思います。
3	自分らしく生きられるとあるが、自分らしくない生き方とはなにかわからない。

⇒ 【事務局回答】

- ・本計画においても、意思決定支援は大変重要な観点であるとの認識です。
- ・ただし、意思決定支援は後見人等だけで行うものではありませんので、豊田市では在宅医療・福祉連携推進会議の取組と連動して、市内の関係者が一体となり意思決定支援の取組を進められるように展開していきます。
- ・これらの一環として、エンディングノートの活用も図っていきます。

【意見⑬】 任意後見制度について（1）

No	意見
1	今後は任意後見制度が望まれますが 具体的にどうすればいいのか、センターに行くには敷居が高過ぎるので、どう推進するか、ご検討宜しくお願い致します。

⇒ 【事務局回答】

- ・現状においては、任意後見制度の相談があった場合はセンターで概要をお伝えし、必要に応じて、詳細な相談やアドバイスが受けられるように、法律専門職につなぐ対応を行っています。
- ・今後の推進に関しては、第5章の「さらなる体制の充実・強化に向けて」に位置付けて、展開を検討していきたいと考えています。

【意見⑭】 行政の主体性・関与について（4）

No	意見
1	民事の分野を市行政が取り扱うことが疑問。 利用促進でなく、啓発と困り事相談対応程度でよいのでは。
2	個々の事情は千差万別。具体的事例での対応策の提案が必要。相談窓口や相談結果事例の提唱でよい。どう対応するかは個々人の責任で、市行政の対応や責任の範囲は限られる。
3	市民後見というところ野が広がったように思うが、やはり、信頼度において行政にかなうものはない。行政のシステムとして後見制度があるといいと思う。
4	トラブルが考えられるので、行政が資格として設定して、その人が安心して活動できる、頼む側も安心できる体制が必要だと思います。

⇒ 【事務局回答】

- ・ご自身の事前準備をしっかりとしていただくためにも、市民向け啓発の推進やエンディングノートの展開を図り、まずは「自助」から進めていただくことが重要だと考えています。
- ・しかし、身寄りがなく、成年後見制度の申立ができない方に関しては市長申立による対応が必要ですし、成年後見制度の利用にあたっては様々な機関が連携する必要がありますので、そのネットワークを整備していく役割が行政にあると考えています。
- ・また、成年後見制度のニーズの急速な高まりに対して、後見人等の受け皿の不足は顕著ですので、新たな担い手確保については、民間や専門職に任せるのではなく、行政が積極的に関与して検討を進めていきたいと考えています。

【意見⑮】豊田市成年後見支援センターについて（1）

No	意見
1	<p>計画の素案を一通り読ませていただいて率直に感じた事があります。それは、そもそも論の話のため大変失礼な話になるかもしれませんが、何故成年後見支援センターを地域包括支援センター業務のように「社会福祉協議会」に委託をするスタイルなのでしょうか？</p> <p>私はこの制度を今後運用していく上で、非常に多くの専門的な知識が必要だと感じました。成年後見支援センターを開設するにあたり、社会福祉協議会が「成年後見支援センターを運営させてください」と手を挙げられたのでしょうか？それとも市が「成年後見支援センターを運営するにあたって社会福祉協議会が運営するのが適切である」と判断されたのでしょうか？いずれにしても今後も社会福祉協議会が市から委託を受けて運営を担うというシステムが利用推進を進める上で市民のためになるのかと疑問を感じています。何故そう感じるのかというと、現在成年後見支援センターを運営している職員の多くは、社会福祉協議会の総合職として社会福祉協議会に入社をしている方々だと思います。つまり、今後継続的に運営をするにあたり、普通に考えれば人事異動が定期的に行われると思います。そうなると、今まで全く別の業務を行っていた職員が成年後見支援センターの担当職員になる事も考えられます。何が言いたいのかということ、今後成年後見制度を市で推進していく中で、職員の資質が定期的な人事異動によってなかなか向上せず、強いては組織の資質向上に繋がらないのではないかと危惧しているのです。また、社会福祉協議会が委託を受ける事で、当然ながら社会福祉協議会の職員が常駐している社会福祉協議会の支所や高岡や猿投にある健康と福祉の相談窓口にも成年後見制度に関する相談がある事が想定されます。しかし、そこにいる職員は成年後見支援制度の事について詳しく知っているわけではないため、結局市民をたらいまわしにしたり結論がすぐに欲しいのになかなか結論が出なかつたりする事で「面倒だから」と制度の利用を敬遠する事にならないかとも思います。市は、地域包括支援センター事業と同じように市が運営を社会福祉協議会やその他の社会福祉法人等に委託するという形にするのが適当だと考えられたと思いますし、その他にも市や社会福祉協議会として何かお考えがあるとは思いますが、業務内容やこの計画を今後進めていくにあたっては、成年後見支援センターは市からの委託事業ではなく、1つの「組織・団体」として運営していく方が利用促進にも繋がると思います。また、市民に推進していくにあたり、職員の経験と知識が多ければ多いほど資質の向上につながると考えますし、市民のためになると思います。ただ、経験はキャリアを積んでいかなないと得られないものだと思います。何年かしたら異動でいなくなり、また新しい職員が成年後見支援センターにやってきて1から叩き込むよりは「成年後見制度の仕事がしたい!」と思う方に成年後見支援センターに入社してもらい、しっかりと経験と知識を積んでもらった方が良いと思うのです。それがこの計画を推進していくにあたりプラスになると思います。今一度、市にはそのものの成年後見支援センターの組織の在り方、委託ではなく成年後見支援センターを1つの「団体・組織」として考えていただくよう、再考していただければ幸いです。</p>

⇒【事務局回答】

- ・成年後見制度の利用促進や権利擁護支援を図るためには、「福祉教育」を基礎とした理解啓発や、「人づくり」の視点による市民後見人の育成などが大変重要な要素であり、こうした面で社会福祉協議会の有するノウハウが発揮されると考えています。

- 一方で、相談対応や債務整理などの法的な課題では、専門的知識が必要になります。今後、センター職員の人材育成の仕組みづくりを進める必要がありますが、センター内ですべての知識を揃えることは非効率であり、アドバイザーを設置するなどの取組を通じて専門性の担保を行っています。
- 国からは中核機関の整備について、行政の直営又は委託での実施が求められている状況です。これに対し、豊田市ではすべての知識を備え、対応を図ることのできるセンターを目指すのではなく、地域福祉の要素を持ち、弁護士等の知識・知見を有する専門職や支援者からの協力・連携を得るネットワークの中心となるセンターを目指していきたいと考えています。

【意見⑯】 その他（9）

No	意見	【事務局回答】
1	この資料を読んで、初めて成年後見制度という言葉を知りました。意思決定の出来ない本人の個人情報の管理も必要とするため、機密情報の保護に関する知識も必要であると感じました。	・個人情報保護法や豊田市個人情報保護条例に基づいた沿った対応が必要であると考えています。
2	金融機関との協力も必要になると感ずる。	・ご指摘のとおりですので、取組の柱1－（1）「成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進」において、基礎取組として「③金融機関向け研修会の開催」を位置付け、連携強化に努めてまいります。
3	手続等が面倒、難しくならないように、お願いします。	・成年後見制度の申立は様々な書類が必要となりますので、取組の柱2－（1）「本人の意向・状況を踏まえた申立支援と候補者調整の実施」において、基礎取組として「②センターによる申立支援の実施」を位置付け、市民の負担解消を図っていきます。
4	孤立、障害のある方の救済という面のみではなく企業等にもメリットにつながるようになると良いと思います。	・本計画では、まち全体での権利擁護支援を進めるため、企業等の参画も必要だと考えています。 ・そのために、企業等側の視点から本計画の取組に賛同する意義などを整理し、それを通じた協力の呼びかけなどを検討していきます。
5	福祉車両のバスを市内に網羅的に整備して欲しいです。バスの利用者が増えると市民間の繋がりもできると思います。	・公共交通基本法等、関係個別計画に基づいた取組を行います。
6	良いことばかり書きすぎているように感じる。弱者の支援とか、自分らしく生きられるとか、響はいいけど…原理を行使するためには最低限、これだけの義務も果たしてください。って一文もほしい。	・ご自身の事前準備をしっかりとさせていただくためにも、市民向け啓発の推進やエンディングノートの展開を図り、まずは「自助」から進めていただくことが重要だと考えています。
7	3、計画の役割や策定対策 (5)計画の期間 P19 次の事項を追加する	・既存の計画ではないため、掲載することができません。

	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市認知症施策推進計画 計画期間 ・MCI 計画期間 ・高齢者認知症罹患者 計画期間 ・若年性認知症罹患者 ・引きこもり施策推進計画 計画期間 	
8	<p>4、愛知県策定の計画との違いは？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊田市独自の施策は、(1) 普及・啓発—P56 (2)基盤・環境づくり—P58 等か？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県において、成年後見制度利用促進に関する計画が策定されているという情報はありますが、豊田市独自の施策としては、取組の柱2－(4)「意思決定支援を円滑に行う仕組みづくりと普及・啓発の実施」と2－(5)「地域で暮らし続ける基盤・環境づくり」を本計画内に記載していません。
9	<p>5、取組の体系—P42～52</p> <p>地域での支え合い・取り組みが、本人及び家族等に対して重要な要素となるが、地域は「豊田市」の組織の中で取り組むこととしているが。地域での1) 自治区体制、2) 民生委員体制、3) 困りごと相談体制等の整備・認知症・障がい者等への理解・支援体制とのシステム化をどのように考えているか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の基本的知識人付与、 ・青年後見制度 ・医療制度 ・年金制度 ・税法制度—障害者控除等 ・社会福祉制度(福祉制度) ・その他 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、「豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画」を基盤としていますので、制度の啓発やエンディングノートの推奨による「自助」、地域での声掛けや見守りによる「互助」を前提に、判断能力の低下が著しくなった際などには困りごとを身近に相談でき、適切な支援や制度利用につながる総合相談体制による「公助」といった段階的な対応ができる仕組みを構築していきたいと考えています。